

電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表 2 無線局の目的別審査基準（第 5 条関係）</p> <p>第 5 放送関係</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 有線テレビジョン放送事業用</p> <p>(1) 放送中継用（固定局に限る。）</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 回線構成等</p> <p>（ア）無線回線を利用して構成される有線一般放送の放送網は、地域住民の生活圏、文化圏を考慮し、地域メディアとして必要な範囲であること。</p> <p>（イ）固定局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。</p> <p>A <u>河川、鉄道、道路等により隔たれた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。</u></p> <p>B 集合住宅に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備と当該集合住宅の敷地外に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。</p> <p>C <u>地域的要因によりケーブル敷設が著しく経済合理性を欠く地域において有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備</u></p>	<p>別表 2 無線局の目的別審査基準（第 5 条関係）</p> <p>第 5 放送関係</p> <p>1～6 （同左）</p> <p>7 有線テレビジョン放送事業用</p> <p>(1) 放送中継用（固定局に限る。）</p> <p>ア～イ （同左）</p> <p>ウ 回線構成等</p> <p>（ア）無線回線を利用して構成される有線一般放送の放送網は、地域住民の生活圏、文化圏を考慮し、地域メディアとして必要な範囲であること。</p> <p>（イ）固定局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。</p> <p>A <u>河川又は鉄道の横断のためのケーブル敷設に係る許可が得られない場合であって、当該河川等により隔たれた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。</u></p> <p>B 集合住宅に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備と当該集合住宅の敷地外に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。</p> <p>C <u>電線類地中化地域において、道路占有許可が得られていない区域によって隔てられた有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。</u></p> <p>D <u>人口集中地区又は準人口集中地区以外の区域であって、地域的要因によりケーブル敷設が著しく経済合理性を欠く住宅点</u></p>

間を接続する場合。

D 放送の受信点と有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

エ～ソ（略）

(2) 放送中継用（陸上移動業務の無線局に限る。）

ア～イ（略）

ウ 回線構成等

(ア)～(イ)

(ウ) 23GHz帯陸上移動局

23GHz帯陸上移動局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。

A 平成24年総務省告示第359号（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件）第1項第1号イに規定する不要発射の強度の許容値を適用した無線設備（以下この(2)において「汎用可搬型システム」という。）を用い、次のいずれかに該当する場合。

(a) 橋りょうの損壊等により、有線の復旧に時間がかかる場合の応急復旧作業を行うに当たり有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

(b) 応急仮設住宅等で臨時の需要がある地域において有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

(c) 災害時等において有線一般放送の番組素材の中継を行う場

在地域に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備と当該住宅点在地域以外に設置した有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

E 放送の受信点と有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

エ～ソ（同左）

(2) 放送中継用（陸上移動業務の無線局に限る。）

ア～イ（同左）

ウ 回線構成等

(ア)～(イ)

(ウ) 23GHz帯陸上移動局

23GHz帯陸上移動局を開設することができるのは、次のいずれかの場合に該当するものであること。

A 平成24年総務省告示第359号（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件）第1項第1号イに規定する不要発射の強度の許容値を適用した無線設備を用い、橋梁の損壊などにより、有線の復旧に時間がかかる場合の応急復旧作業を行うに当たり有線放送設備間を接続する場合（以下この(2)において「汎用可搬型システム」という。）。

合。

(d) 有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間の保守及び管理を行うために当該設備に代えて設置する場合。

B 平成24年総務省告示第359号（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件）第1項第1号ロに規定する不要発射の強度の許容値を適用した無線設備（以下この(2)において「辺地用可搬型システム」という。）を用い、次のいずれかに該当する場合。

(a) 地形的に電波が遮蔽された地域において、辺地共聴施設等の伝送路の切断箇所の一時的な復旧作業を行うに当たり有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間を接続する場合。

(b) 地形的に電波が遮蔽された地域において、有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備間の保守及び管理を行うために当該設備に代えて設置する場合。

エ～セ（略）

B 平成24年総務省告示第359号（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の技術的条件を定める件）第1項第1号ロに規定する不要発射の強度の許容値を適用した無線設備を用い、地形的に電波が遮蔽された辺地共聴施設等の伝送路の切断箇所の一時的な復旧作業を行うに当たり有線放送設備間を接続する場合（以下この(2)において「辺地用可搬型システム」という。）。

エ～セ（略）